平成２２年（フ）第２１号
山口県周南市新地町１番33号
債務者　岩政　考志
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第８４２号
静岡県藤枝市南新屋530番地の12　ハイツ南新屋Ａ棟２Ｂ
債務者　海野　　幸
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１０号
静岡県榛原郡川根本町徳山1710番地、旧住所静岡県袋井市方丈５丁目１番地の19　コーポパルス204号室
債務者　吉本　正文
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１６号
静岡県焼津市吉永166番地　サンハイツタイコーＡ―102
債務者　小柳津　勝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２３号
静岡市清水区横砂中町８番18号
債務者　田口　行成
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３８号
静岡県静岡市清水区但沼町851番地の１
債務者　堀池　京子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４１号
静岡市駿河区馬渕２丁目16番42号
債務者　近藤　忠昭
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４５号
静岡市清水区村松631番地の１　コーポオーシャン203号
債務者　大道　　守
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
静岡市清水区興津井上町754番地
債務者　鈴木　宏彰
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４号
静岡県藤枝市高洲１丁目９番23―106号　ロイヤルシャトー藤枝高洲
債務者　秋山　修司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
静岡市清水区船越東町725番地の10　サンハイツ船越203
債務者　佐々木千秋
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５１号
滋賀県米原市高溝636番地18　コーポラス北川101号
破産者　中川　貞八
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２２４３号
福岡市城南区梅林３丁目28番15―203号
破産者　坂元　　満
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０号
滋賀県米原市柏原2826番地３、住民票上の住所滋賀県米原市柏原2891番地
破産者　高見　英克
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１８６７号
福岡県糟屋郡新宮町大字相島1386番地
破産者　長澤　晃子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３３２２号
福岡市西区愛宕浜４丁目３番７号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区荒江３丁目５番13号
破産者　佐田　憲治
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部